



平成 26 年 12 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社DNAチップ研究所
代 表 者 名 代表取締役社長 的場 亮
(コード番号 : 2397 東証第 2 部)
問 合 せ 先 総務課長 大塚 勉
電 話 番 号 (045) - 500 - 5211 (代表)

第三者割当による新株式及び新株予約権（行使価額修正条項付）の
払込完了に関するお知らせ

会社法第 370 条及び当社定款第 24 条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、平成 26 年 11 月 20 日付で決議いたしました、株式会社エンプラス（以下「エンプラス社」といいます。）を割当先とする第三者割当（以下「本第三者割当」といいます。）による新株式及び新株予約権の発行に関し、本日払込手続きが完了しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

I. 第三者割当による新株式の払込完了について

1. 新株式の発行概要

(1) 払込期日	平成 26 年 12 月 8 日
(2) 発行新株式数	普通株式 848,000 株
(3) 発行価額	1 株につき 669 円
(4) 調達資金の額	567,312,000 円（差引手取概算額 559,312,000 円）
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、エンプラス社に全ての株式を割り当てる。

2. 今回の第三者割当増資による発行済株式総数及び資本金の額の推移

増資前の発行済株式総数 3,389,700 株（増資前の資本金の額 1,116,368,100 円）
増資による増加株式数 848,000 株（増加する資本金の額 283,656,000 円）
増資後の発行済株式総数 4,237,700 株（増資後の資本金の額 1,400,024,100 円）

II. 第三者割当による新株予約権の払込完了について

1. 新株予約権の発行概要

(1) 割当日	平成 26 年 12 月 8 日
(2) 発行新株予約権数	8,520 個(新株予約権 1 個につき 100 株)
(3) 発行価額	新株予約権 1 個につき 7,430 円(総額 63,303,600 円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	852,000 株 行使価額が修正された場合においても、潜在株式数は 852,000 株とする。
(5) 調達資金の額	633,291,600 円 (差引手取概算額 625,291,600 円) (新株予約権の発行による調達額 : 63,303,600 円) (新株予約権の行使による調達額 : 569,988,000 円) 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額に、すべての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6) 行使価額及び行使 価額の修正条件	当初行使価額 1 株あたり 669 円 行使価額は、発行要項第 16 項第 (3) 号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日 (以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) の 90% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額 (以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。行使価額の上限及び下限はないものとする。 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」に該当しないものとする。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、エンプラス社に全ての新株予約権を割り当てる。

※ 本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行、並びに本第三者割当により生じた主要株主である筆頭株主の異動及びその他の関係会社の異動に関する詳細については、平成 26 年 11 月 20 日付「資本業務提携契約の締結、第三者割当による新株式及び新株予約権（行使価額修正条項付）の発行、主要株主である筆頭株主の異動並びにその他の関係会社の異動に関するお知らせ」をご参照下さい。

以上